✿ 子ども食堂運営ガイドライン ✿

尾道市子ども食堂支援事業補助金交付要綱で規定されている「補助対象事業」

（第２条）と「補助対象団体」（第３条）についてのガイドラインです。

事前相談時又は申請受付時に、内容について確認させていただきます。

団体名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認年月日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内　　　　容 | ○又は× |
| 1 | 子どもに無料又は安価で食事等を提供すること。（目安：２００円以内） |  |
| 2 | 食事だけでなく、学習支援や体験活動などコミュニケーションを図る場づくりを行うこと。 |  |
| 3 | 営利を目的としないこと。 |  |
| 4 | 子ども食堂を運営する団体が、宗教活動又は政治活動を目的とした団体ではないこと。 |
| ａ | 運営者又はボランティアの人が特定の人（例えば、信者又は政党の支持者）だけではないこと。 |  |
| ｂ | 利用対象者が特定の人（例えば、信者又は政党の支持者）だけではないこと。 |  |
| ｃ | 実施場所に、宗教又は政治等に関連する物が置いていないこと。 |  |
| ｄ | 実施時間中に、宗教又は政治等に関連する言動をしないこと。 |  |
| ｅ | 宗教団体又は政治団体等のＨＰ等に活動内容を掲載しないこと。 |  |
| 5 | 月1回以上実施し、1回の開催時間を２時間以上とすること。 |  |
| 6 | 開設時には、常駐できる責任者と活動するスタッフを配置すること。 |  |
| 7 | 子ども（１８歳未満）の利用が平均して５人以上見込めること。 |  |
| 8 | 事業の実施について、学校や町内にチラシを配るなどの周知を行うこと。 |  |
| 9 | 利用者の安全管理のため、保険等に加入すること。 |  |
| 10 | 衛生管理者研修を受講している、又は、調理師又は栄養士などの資格を持っている人がいること。　（氏名：　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 11 | 保健所に相談していること。　（　　　年　　月　　日） |  |
| 12 | 同じ経費に対して、本補助金以外の他の補助金又は交付金を受けていないこと。 |  |
| 13 | 年度（4/1～2月末）ごとに事業報告及び決算報告を行うこと。 |  |
| 14 | 市が状況確認のため運営場所に行くことについて同意すること。 |  |
| 15 | 子どもの居場所づくりネットワーク意見交換会に参加し、意見交換を行うこと。 |  |

※申請をする前に必ず、子どもの居場所づくりネットワーク事務局（尾道市社会福祉協議会

　くらし支援課　電話:0848-22-2114）へご相談ください。

申請後、内容に変更がある場合は、子育て支援課までご連絡ください。